

学校いじめ防止基本方針

香取市立東大戸小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) 本校では「いじめ」を「児童に対して、本校に在籍する等一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
- (2) いじめは重大な人権侵害であり、いかなるものであっても許されないこと、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されないことを、様々な機会・方法を使って児童に伝えていく。そして、全校の児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、全職員が認識し、一丸となっていじめの防止・早期発見・発生時の適切な対応に努める。
- (3) 本校でいじめとして認知する規準を以下のようにする。
 - ①対象児童又は保護者からの訴えがあったとき。
 - ②担任、関係職員が「当該児童と一定の人的関係にある他の児童等」の「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」により、「当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている」と判断したとき。
 - ③関係児童、外部からの報告があったとき。
 - ※「けんかやふざけ合い」であっても、いじめとして背景にある事情を調査し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ※インターネット上のいじめで「画像や動画が消去されたもの」であっても、事情を調査する。

2 いじめの形態

本校では以下の行為をいじめの形態としてとらえる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視、差別をされる。
- ・軽くぶつかってきたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を渡すようにしつこく言われたり、おどされたりする。
- ・金品を勝手に使われたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり（落書きなども含む）、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・携帯電話、パソコン、ゲーム機等のインターネットを通して、誹謗中傷をされたり、嫌なことを書き込まれたりする。

3 学校のいじめ対策組織と校内体制

- (1) 本校のいじめ防止対策の中核組織を「いじめ防止対策・人権教育推進委員会」とし、基本的には生徒指導推進委員会のメンバーがこれに所属する。ただし、必要に応じて、地域代表や保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもメンバーとする。
- (2) いじめ防止対策・人権教育推進委員会は以下の取組を実施する。
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
 - ②いじめ防止のための年間計画の作成・実施・評価・修正
 - ③いじめ防止、早期発見、いじめに対する措置等に関する研修の企画・運営
 - ④学校におけるいじめの相談・通報の窓口
 - ⑤いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有
 - ⑥いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急対処方針の決定と保護者や関係機関との連携

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 全教育活動をととして、人権意識の向上と規範意識の醸成を図るとともに、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。また、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止や早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図り、豊かな人間関係づくりを進めることで、いじめの防止や早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導をととして、いじめの防止や早期発見に努める。
- (4) 学校職員は児童に思いやりのある言葉で接し、暴力・暴言の排除に取り組むとともに、部活動等では過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高めるような指導に陥らないよう複数職員で運営し、いじめの防止や早期発見に努める。
- (5) 家庭や地域、関係機関と連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生した場合には、保護者に対して正確で丁寧な説明を行うとともに、毅然と対処し、継続的にその指導にあたるようにする。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという認識に立ち、全ての児童を対象に、以下のような取り組みをする。

- ①いじめ防止等に向けた取り組みの年間計画等の作成と見直し
 - ・いじめ防止等に関する年間計画を作成し、年度末に見直しを図る。
 - ・いじめサインチェックシートを作成し、定期的に活用する。
- ②道徳教育及び人権教育の充実と児童の主体的活動の推進
 - ・全教育活動をととして道徳教育及び人権教育を充実させる。
 - ・いのちを大切にするキャンペーン、人権週間等の活動を充実させる。

- ・人権教室を偶数学年で毎年実施し、人権教育の推進を図る。
 - ・児童会活動等、児童の主体的活動の充実を図る。
 - ・スマイル宣言、あいさつ運動、縦割り班活動を計画的に実施する。
 - ・全校児童を対象に、スマイルカードの活用を図る。
 - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進を図る。
 - ・朝の読書活動や読み聞かせを中心として、読書活動の推進を図る。
- ③インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進
- ・情報モラル教育によるいじめの未然防止を推進する。
 - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示・請求等について周知を図る。
 - ・オンラインゲームをする上でのきまり、チャットにおける言葉遣いの指導を行う。
- ④授業改善の推進
- ・授業改善に日々取り組み、一人一人を大切にしたい、わかる授業づくりを推進する。
 - ・生徒指導の機能を生かした授業づくりを推進する。
- ⑤教職員研修の推進
- ・職員会議や研修等でいじめ防止に関する事例対策等についての共通理解を図る。
 - ・児童を傷つける教師の発言や体罰根絶に向けた研修を深める。
- ⑥保護者や地域住民等への啓発活動
- ・学校いじめ防止基本方針について家庭・地域へ周知する。
 - ・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」（１・４年保護者へ年度始めに配付 市教育委員会より）等を家庭に配付し、周知する。
 - ・「いじめゼロ宣言」の趣旨や活動内容について家庭・地域へ周知する。
 - ・年１回以上、道徳の授業を公開し、いじめ防止についての理解を図る。

（２）早期発見

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうることであり、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装ったりしている、あるいは本当に遊びやふざけ合いと思って行われていることを意識し、早期発見に努める。

① 早期発見のための措置

- ・日常的に一人一人への声かけをし、児童の様子を観察する。
- ・日記指導や個人ノート等の活用をとおして一人一人の心の中をつかむようにする。
- ・休み時間等の児童の人間関係の観察をする。
- ・教育相談週間を年２回設定し、定期的・組織的に児童の声を聞く。（６月、１１月）
- ・スクールカウンセラーとの面談を、年１回実施する。（３年生以上）
- ・児童へのアンケート調査を定期的に行う。（６月、１１月）
- ・保護者対象の定期的ないじめに関するアンケート調査を実施する。（６月、１１月）

※アンケート実施についての留意点

- ア 週の前半に実施し、必ず実施日当日中に内容を確認する。
- イ 必ず家庭で実施し、保護者が確認する。
- ウ 生徒指導主任が集約し、５年間保存する。

② 相談体制の整備

- ・教職員は児童の名前を覚えて進んで声をかけ、児童に信頼されるように努める。
- ・保健室やことばの教室の担当職員等と連携し、児童の相談機能の充実を図る。
- ・相談箱の周知と活用を図る。
- ・全職員が児童の相談に対応する環境を整えることで、児童がいじめについて勇気をもって話しやすい環境を作る。
- ・児童との相談についてはきちんと記録をとり、職員間で共通理解をしていくようにする。(いじめに対するアンケートや対応記録は、5年間保存する。)
- ・「SOSの出し方に関する教育」を実施する。
- ・保護者や地域住民等が、いじめの疑いのある行為を発見した場合、学校や教育委員会に相談・連絡しやすいよう、学校だより等で連絡先の周知を図る。

○東大戸小学校 電話番号：54-2250

担当 教頭 生徒指導主任 養護教諭

○香取市ほっとダイヤル（教育委員会が対応する。）

電話番号：50-1288

(3) いじめに対する対処

いじめを発見したり、情報を受けたりした場合は、特定の教員が抱え込まずに、「東大戸小いじめ発生時対応マニュアル」に従って、即日、当該情報を校内いじめ防止対策・人権教育推進委員会に報告し、組織的に対応する。その際は、他の業務に優先して、且つ、即日対応する。(以下概要を示す。詳細は「東大戸小いじめ発生時対応マニュアル」に示す。)

①いじめの認知

いじめの疑いについての初期情報の把握に努める。(担任、生徒指導主任)

②初期対応

- ・いじめ防止対策・人権教育推進委員会で初期対応を決定する。
- ・教育委員会へ連絡をし、連携を図る。
- ・対象児童及びその保護者へ方針を説明し理解を得る。
(必要に応じて、対象児童の安全確保の措置をとる。)
- ・事実関係を明らかにするために調査を行う。
- ・いじめ行為をやめさせ、いじめを受けている児童が安心して登校できるようになるなどの初期支援・初期指導に取り組む。

③二次対応

- ・情報を整理し、具体的な指導・支援を全教職員で共通理解するなど体制を確立する。
- ・被害児童と加害児童の保護者への報告と支援や助言を行う。
(必要に応じて、保護者会を開催する。)

④長期対応

- ・関係児童の心のケアに全職員であたる。
- ・再発防止に向けて、継続的な支援・指導・助言を行う。

⑤重大事態発生時の関係機関との連携

- ・重大事態が発生した場合は、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図り、対応していく。

重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

（ア）いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき

（イ）いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

東大戸小学校いじめ防止対策・人権教育推進委員会

＜校内の連絡体制＞

発見者（児童を含む）→担任→生徒指導主任・教頭・校長

（必要に応じて）→教育委員会
（必要に応じて）→関係諸機関

（担任は状況に応じて迅速に、生徒指導主任、教頭、校長に連絡をする。）

※いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、学校として、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。（保護者への周知を徹底するよう文科省より通知 R5.2.7）

※いじめの重大事態の対応記録は卒業後少なくとも5年間保存する。廃棄する場合は、事前に教育委員会と相談する。

（4）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安とする。）

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

※ 本人と保護者への面談等で確認する。

6 その他

①「学校いじめ防止基本方針」は学校のホームページで公開する。

②「学校いじめ防止基本方針」は毎年度、学校評価等を活用し保護者、教職員で評価する。その上で、実態に合わなかったり、不都合が生じたりした場合は、いじめ防止推進委員会の承認をもって改定する。

③毎年度、本校におけるいじめ問題についての分析、点検を行う。

④この「東大戸小学校いじめ防止基本方針」の最終改定はR7.4.1に行った。